

路線名：市道 2,546 路線

箇所名：中野市内

道路維持補修業務の民間委託に伴う維持補修工事
特記仕様書

令和8年2月

中野市

(適用範囲)

第1条 この特記仕様書は、中野市が発注する道路維持補修業務の民間委託に伴う維持補修工事（以下「本業務」という。）に適用する。

(目的)

第2条 本業務は、中野市が管理する市道の維持補修工事等について、市民サービスの向上と、きめ細やかな対応ができるよう、民間委託することを目的とする。

(現場代理人及び主任技術者)

第3条 本業務の現場代理人及び主任技術者又は監理技術者は、受注者が入札時に提出した技術提案資料に記載した配置予定の者でなければならない。

2 配置技術者は、建設業法第26条第1項の規定によらなければならない。また、他の工事との兼務は可能とするが、その工事の請負額が500万円以上の場合には、発注者と協議するものとする。

3 現場代理人は、工事現場に常駐しなければならない。

4 契約中における配置技術者の交代については、「監理技術者制度運用マニュアル」（平成16年3月1日国総建第315号）に定めるとおりとする。

(廃棄物及び建設副産物)

第4条 受注者は、本業務に伴い発生した産業廃棄物及び一般廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、適正に処理しなければならない。

(施工管理等)

第5条 本業務の施工管理は、「長野県土木工事施工管理基準」によるものとする。

2 本業務の写真管理は、「写真管理基準」によるものとする。

(工事中の安全確保)

第6条 受注者は、本業務の施工に当たって、周辺の地形・地質・交通状況等に応じ、十分な安全確保に努めなければならない。

2 工事期間中、特に夜間においては、道路灯、バリケード等を設置し、十分な安全確保を行わなければならない。

3 本業務の施工に際し、地下埋設物件等が予想される場合には、その管理者と立会いの上、当該物件の位置、深さ等を確認し、保安対策について十分打合せを行い、事故の発生を防止しなければならない。

4 受注者の責により第三者等に損害を与えた場合には、速やかに監督員等に報告するとともに、関係機関に連絡した上で応急措置を講じ、受注者の負担により補修しなければならない。

5 交通規制を伴う工事を実施する場合には、原則として交通整理員・誘導員を配置するものとし、資格者又は経験1年以上のものとする。ただし、交通量が少ない場合は監督員等との協議の上、信号による規制等に代えることができる。

(概算数量)

第7条 本業務の発注に当たり示した数量は概算数量であり、詳細については監督員等の指示によるものとする。

(守秘義務)

第8条 受注者は、業務の遂行上知り得た内容について、第三者に漏らしてはならない。また、その雇用する職員についても同様とする。

(工事成績)

第9条 本業務は、精算額にかかわらず「中野市工事成績評定要領」の対象工事とはならない。